

平成27年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
文化振興課	物品購入	美術品購入	平成28年3月18日	みずたに美術株式会社	7,000,000	1点しかない美術作品の所有者との契約であるため	2	3ア
情報政策課	滋賀県県立施設無料Wi-Fi整備業務委託	滋賀県県立施設無料Wi-Fi整備業務	平成28年3月1日	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	5,292,000	Wi-Fiアクセスポイント等で提供される機能について安全性、利便性、活用性などの面から評価する必要があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4